

防府市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱

令和元年5月21日制定

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定に基づくスポーツの推進に関する計画を策定するにあたり、幅広い意見を反映させるため、防府市スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査及び検討を行う。

(1) 計画の策定に関する事項

(2) その他計画に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

(1) 学識経験者

(2) スポーツ団体関係者

(3) 学校教育関係者

(4) その他

(5) 公募による委員

(役員)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名ずつ置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合は、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、スポーツ推進計画の策定が終了した時までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて召集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 委員会は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庁内委員会)

第7条 所掌事項について庁内の調整を図るため、庁内関係者による庁内委員会をおくこととする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域交流部文化・スポーツ課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営、その他必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月21日から施行する。

防府市スポーツ推進計画策定委員会委員名簿

番号	分 野	所 属
1	学 識 経 験 者	学識経験者
2	スポーツ団体 関係者	防府市体育協会
3		防府市体育協会
4		防府市スポーツ推進委員連絡協議会
5		防府市スポーツ少年団
6		総合型地域スポーツクラブ
7	学 校 教 育	防府市小学校体育連盟
8	関係者	防府市中学校体育連盟
9	そ の 他	防府市老人クラブ連合会
10		防府市障害福祉団体連合会
11	公募による	公募市民
12	委員	公募市民